

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険ファイル	
行政機関等の名称	逗子市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部国保健康課（保険年金係）	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険における資格管理、保険料の賦課、収納、滞納整理その他国保関連業務を行うため	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	国民健康保険被保険者（既に資格喪失した者を含む。）、世帯主	
記録情報の収集方法	本人から提出された国民健康保険に関する届出書・申請書、職員が調査等をしたもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	市区町村、医療機関、審査支払機関（神奈川県国民健康保険団体連合会）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 逗子市総務部情報公開課	
	（所在地） 〒240-8686 逗子市逗子5丁目2番16号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> 政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
備 考	-	

別紙

1記号番号、2宛名番号、3世帯番号、4氏名、5生年月日、6年齢、7性別、8郵便番号・住所、9個人番号、10電話番号、111月1日時点の住所、12続柄、13一般・退職者医療該当・混合世帯の別、14住基喪失に関する情報（喪失事由、喪失日、喪失届出日等）、15送付先に関する情報（送付先郵便番号・住所、送付先設定の理由等）、16国保取得事由、17国保喪失日（届出日含む）、18国保喪失事由、19転入前住所・転入先住所、20保険証情報（交付履歴、保険証種別、有効期限、回収日等）、21前期高齢者資格情報（負担割合等）、22住基情報（国籍、在留資格、異動日、異動事由、届出日等）、23住所地特例情報（在学学校名、施設入所情報等）、24限度額適用認定証交付情報、25国民健康保険料の金額、26旧被扶養者情報、27国保料の引き落とし金融機関の情報、28国保料の減免に関する情報、29年金特別徴収に関する情報（特別徴収中止事由等）、30家族状況、31収入状況